

○畜産技術練習生規則

昭和33年2月17日
規則第9号

畜産技術練習生規則をここに公布する。
畜産技術練習生規則

(趣旨)

第1条 この規則は、牛、豚及び家きんの飼養、管理並びに家畜人工授精等の技術を修得させるため、鹿児島県農業開発総合センター畜産試験場に置く畜産技術練習生（以下「練習生」という。）に関して必要な事項を定めるものとする。

(昭42規則103・平13規則29・一部改正)

(技術練習の期間)

第2条 技術練習の期間は、原則として、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(平13規則29・一部改正)

(定員)

第3条 練習生の定員は、毎年度知事が定める。

(技術練習の内容及び休業日)

第4条 技術練習について必要な科目及びその時間数並びに休業日は、鹿児島県農業開発総合センター畜産試験場長（以下「試験場長」という。）が定める。

(昭42規則103・平13規則29・一部改正)

(資格)

第5条 練習生となることができる者は、身体強健、かつ熱意のある者であつて、高等学校を卒業したもの又はこれと同等以上の学力を有すると認められるものとする。

(平17規則60・一部改正)

(入場手続)

第6条 練習生になろうとする者（以下「志願者」という。）は、毎年前年の11月末日までに願書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて試験場長に提出しなければならない。

(平17規則60・一部改正)

- (1) 履歴書
 - (2) 写真（手札型とし、履歴書にはり付けること。）
 - (3) 出身学校長又は市町村長の推薦書
 - (4) 健康診断書
 - (5) 卒業証明書（在学中の者にあつては、卒業見込証明書）
 - (6) 学業成績証明書
- （昭42規則103・平13規則29・一部改正）

（決定）

第7条 試験場長は、前条の願書を受理したときは、書類審査及び面接を行い、入場の可否を決定し、その結果を志願者に通知する。

（昭42規則103・一部改正）

（誓約書）

第8条 練習生として入場を許可された者は、誓約書（別記第2号様式）を保証人と連署の上、試験場長に提出しなければならない。

（昭42規則103・一部改正）

（入舎）

第9条 練習生は、寄宿舍に入舎することができる。

（平15規則9・一部改正）

（休場又は退場）

第10条 疾病その他止むを得ない理由のため休場又は退場しようとする練習生は、保証人連署の上試験場長に願い出て、その許可を受けなければならない。

2 前項の疾病の場合は、医師の診断書を添付しなければならない。

（昭42規則103・平15規則9・一部改正）

（退場）

第11条 試験場長は、次の各号のいずれかに該当する練習生に対し退場を命ずることができる。

- (1) 成業の見込がない者
- (2) 操行が不良の者
- (3) この規則に違反した者

（昭42規則103・平15規則9・一部改正）

（修業終了認定）

第12条 技術練習終了の認定は、学業及び実務の成績並びに人物審査によって試験場長が行う。

（昭42規則103・一部改正）

（修業証書）

第13条 試験場長は、練習生が所定の技術練習を終了したときに、修業証書（別記第3号様式）を授与する。

（昭42規則103・一部改正）

（費用等）

第14条 技術練習の期間中に要する経費は、練習生の負担とする。

（平17規則60・一部改正）

（雑則）

第15条 この規則の施行について必要な事項は、試験場長が定める。

（昭42規則103・一部改正）

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和42年10月13日規則第103号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和42年7月1日から適用する。

附 則（平成13年3月30日規則第29号）

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成15年3月11日規則第9号）

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月29日規則第60号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。